

別表

除外率

業種	除外率
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回路設備を設置して行うものに限る。)	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便局	20%
・港湾輸送業	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30%
・林業(狩猟業を除く)	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%
・特別支援学校(専ら視覚障がい者に対する教育を行うものを除く。)	45%
・石炭・亜炭鉱業	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%
・幼稚園	60%
・船員等による船舶運航等の事業	80%